

議案第 28 号

おいらせ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を
改正する条例について

おいらせ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年
おいらせ町条例第 26 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 28 年 3 月 3 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正に伴い、人事
行政の運営等の状況の公表事項について、所要の改正を行うため提案す
るものである。

おいらせ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部
を改正する条例

おいらせ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18
年おいらせ町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、第6号中
「及び勤務成績の評定」を削り、同号を第9号とし、第5号を第7号
とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次
の1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。